

# 1 令和5年度税制改正

## 一. 所得税関連

### 1. 土地、住宅税制

- (1) 特定の事業用資産の買換えの課税の特例の延長と見直し（措法 37）  
適用期限を3年延長（三 法人税関連を参照）
- (2) 空き家（被相続人の居住用不動産）に係る譲渡所得の3,000万円特別控除（措法 35③④）
- ① 適用期限を4年延長
- ② 購入者が耐震改修、除却を行う場合が適用対象に追加（現行：相続人等）  
被相続人居住用家屋につき譲渡時から譲渡日年の翌年2月15日まで次に該当
- イ 耐震基準に適合  
ロ 全部を取壊し除却
- ③ 被相続人居住用家屋等の取得をした相続人の数が3人以上  
特別控除額…2,000万円（2人以下は現行通り3,000万円）
- （注）令和6年1月1日以後に行う被相続人居住用家屋等の譲渡に適用
- (3) 低未利用土地等の長期譲渡所得の100万円特別控除（措法 35 の 3）
- ① 適用期限を3年延長
- ② 適用対象の縮小  
低未利用土地等の譲渡後の利用要件に係る用途からコインパーキングを除外
- ③ 譲渡対価に係る要件の拡大  
「市街化区域」「非線引区域で用途地域が定められている区域」「所有者不明土地対策計画を作成した市町村の都市計画区域」内の譲渡対価の上限  
800万円以下（現行：500万円以下）に引上げ
- （注）令和5年1月1日以後に行う低未利用土地等の譲渡に適用
- (4) 優良住宅地造成等のための長期譲渡所得の課税の特例（措法 31 の 2）
- ① 適用期限を3年延長
- ② 適用対象の縮小
- イ 特定の民間再開発事業（地上4階以上の中高層耐火建築物を建築する一定の事業）用の土地等の譲渡を除外  
ロ 開発許可を受け住宅建設用に供される一団の宅地造成者への土地等の譲渡  
…市街化区域、市街化調整区域、非線引区域で用途地域が定められている区域内の開発行為に係るものに限定
- (5) 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（措法 37 の 5）  
買換え資産である中高層の耐火建築物の建築に係る事業の範囲から、特定の民間再開発事業を除外
- (6) 短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例（措法 28 の 4 ⑥）  
適用停止措置の期限を3年延長
- (7) 漁港漁場整備法の漁港施設に関する事業に必要な土地等について、引続き収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除等に係る簡易証明制度の対象（法人税も同様）（措法 64、64 の 2、65 の 2）

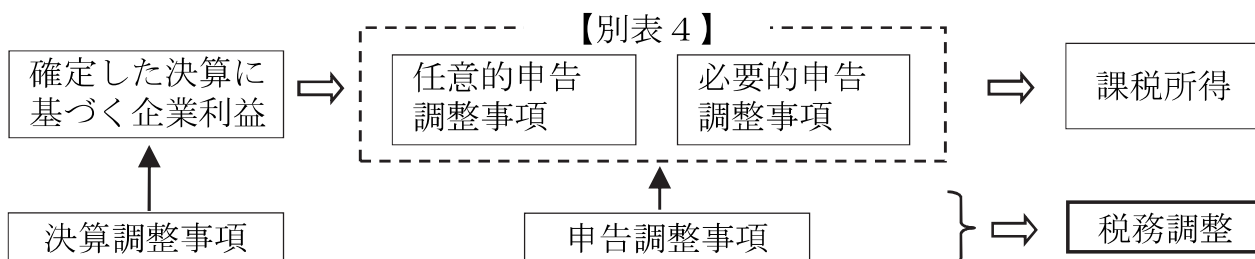
## 5 企業利益と課税所得

### 1. 別表4（所得の金額の計算に関する明細書）

タテの構造	区分	総額	処 分		
			留 保	社外流出	
			①	②	③
当期利益 + 加算   減算    所得金額	会社計上当期利益・当期欠損		税引後純利益	① - ③	配 当 その他
	加算	益金算入・損金不算入		加算・留保	社外流出
		小 計			
	減算	益金不算入・損金算入		減算・留保	※課税外収入
		小 計			
	仮 計				
	寄附金の損金不算入額				社外流出
	法人税額控除所得税額				
	合 計				
	差 引 計				
	欠損金等の当期控除額		△		※課税外収入
	総 計				
	所得金額・欠損金額		別表1へ	留保金課税へ	

↑  
 ↳ ヨコの構造 … 総額欄 = 保留欄 + 社外流出欄

### 2. 税務調整



#### (1) 決算調整事項

適用を受けるために確定した決算において所定の経理処理を行わなければならない事項で、確定した決算での意思表示を申告書において変更することができないもの。

- ① 損金経理が要求されるもの……減価償却、引当金等
- ② 損金経理等の一定の経理が要求されるもの……準備金、一定の圧縮記帳等
- ③ 所定の経理が要求されるもの…工事進行基準等

#### (2) 申告調整事項

確定した決算における企業利益と課税所得との差異を申告書で調整するもの

- ① 任意的申告調整事項…適用を受ける場合には申告書に記載を要する事項  
例 … 受取配当等の益金不算入、収用等の所得の特別控除、控除所得税など
- ② 必要的申告調整事項…申告書で必ず調整しなければならない事項  
例 … 役員給与の損金不算入、寄附金の損金不算入、法人税等の損金不算入、青色欠損金の損金算入、償却超過額、事実と反するものの修正等

## 5 小規模事業者に係る納税義務の免除

### 1. 納税義務の判定 (消9①)

基準期間における課税売上高	$\begin{cases} >1,000\text{万円} & \therefore \text{納税義務あり} \\ \leq 1,000\text{万円} & \therefore \text{納税義務なし} \end{cases}$
---------------	--

(注1) 「納税義務あり」となった事業者を「課税事業者」  
「納税義務なし」となった事業者を「免税事業者」という。

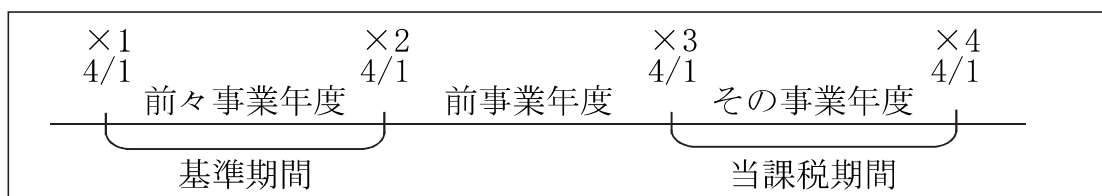
(注2) 輸入取引については納税義務の免除の規定はない。

### 2. 基準期間 (消2①十四)

(1) 個人事業者 ⇨ その年の前々年

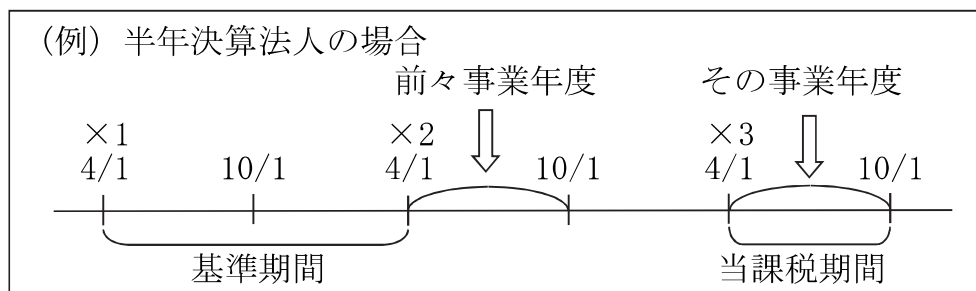


(2) 法人 ⇨ その事業年度の前々事業年度



(注) 前々事業年度が1年未満である法人

⇨ その事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間



### 3. 基準期間における課税売上高の計算 (消9②③)

(1) 個人事業者及び基準期間が1年である法人

基準期間中の 課税売上高 (税抜)	−	基準期間中の 課税売上返還等 (税抜)	=	基準期間における 課税売上高
-------------------------	---	---------------------------	---	-------------------

※ 基準期間中の「税抜の純課税売上高」である。

(2) 基準期間が1年でない法人

(1)	$\times \frac{12}{\text{基準期間の月数}} =$	基準期間における 課税売上高
-----	--------------------------------------	-------------------

※ (1)の金額を基準期間の月数で除し、これに12を乗じる。

月数は暦に従って計算し、1月未満は1月とカウントする。

(注1) 基準期間が免税事業者であった場合

⇨ 基準期間における課税売上高の算定では税抜処理は不要